



Title	消費者運動と消費者教育
Author(s)	美土路, 達雄
Citation	北海道大学教育学部社会教育研究室報, 1975, 1-6
Issue Date	1976-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28568
Type	bulletin (article)
File Information	1975_P1-6.pdf



[Instructions for use](#)

消費者運動と消費者教育

社会教育研究室教授 美土路 達 雄

1 消費者教育と社会教育

最近、消費者教育ないし学習が盛におこなわれている。

その、もっとも有力かつ系統的なのが経済企画庁、国民生活センター、都道府県の生活センターないし消費センター、市町村の生活関係部課係の系列で組織的におこなわれている消費者教育ないし消費者啓発の事業である。

むろん、このほかにも、新生活運動の生活学校、各種消費者団体、婦人団体、生協関係等でさまざまな消費者教育＝学習がおこなわれているが、前記の行政的消費者教育がもっとも系統的かつ制度的成熟度も高い。たとえば、国民生活センターでは、一般消費者のみでなく、消費者行政職員、消費生活相談員、同コンサルタントにたいしても、養成教育、一般教育、専門教育（研修）をおこなっているし、都道府県段階でも同様に消費者団体の役員、リーダー研修から家庭科、社会科の教員にたいする研修、小中学校の副読本の発行までおこなっている（府県センターで行っている消費者講習会の47年実績は、7,600回、その受講者36万人にのぼる）。

したがって、これに民間の消費者教育＝学習活動をふくめれば、消費者教育＝学習は社会教育のなかで重要な領域の一つになっているのだが、ところが、これにたいする社会教育研究者の研究はたいへん少く、わずかに、室俊司、山口富造の成果をあげることができる程度である。しかも、その行政的消費者教育にたいする評価は大変批判的である。前者はそれを「物知りマダム」養成とみ、後者はその展開を克明に追求し行政の教育支配を鋭く告発しているが、しかもなお、いわゆる行政的消費者教育は年々盛におこなわれていく。

何れにしても、その視角はあまりにも「教育学」的であるのが共通しているようにおもえる。

これにたいして、家政学系の教科教育研究者、たとえば今井光映、小木紀之、佐原洋、植野昭等が行政的消費者教育のイデオログとして、教育研究面でも、教育実践面でも、一定の成果をあげているのがたいへん対照的である。

こうした対照的傾向については、別途に論じたいと考えているが、少くとも社会教育研究者の間につきのような研究視角上の弱点があるのではないか、ということの問題提起しておきたい。

社会教育研究者のあいだでは「社会教育とは大衆運動の文化的側面である」との、いわゆる枚方テーゼが（当時新鮮な指摘として）すでに学界共同の財産になっている。だが、そうした大衆運動の文化的側面（未分化でまだ自立化してない教育現象）を社会教育科学の対象にとりあげる場合は（そのこと自体は正しい発展だが）、同時に、①その運動の発生根拠たる土台とのかかわりにおいて、②権力の政策の「文化的側面」も射程に入れて、その対抗関係から研究しなければならぬのではなからうか。

そうでないと、問題が孤立・矮小化され、その評価と対応を誤ることになりかねないようにお

もうからだ。

一般的にいえば、資本主義生産様式の爛熟と腐敗こそが、その貧困化作用にたいする国民の生活防衛斗争を必然的に惹起するわけだし、民主主義と教育水準の上昇とともに、そうした勤労国民諸階層にたいする収奪とその反抗にたいする諸政策に権力的性格と同時に必ず「教育的」側面が強化していく。これは一マスコミとともに一國独資段階の一つの大きな特徴といわねばならぬ。その一例を表1にみる。

表1 公的社会教育の拡散傾向

年齢階層	政策のかかわる教育活動	主 体	備 考
児童関係	児童福祉、建設、委員 (及保護育成)事業 教護院	厚生省 児童家庭局 企画課 " " 教護課 " " "	
少年関係	少年法に定める少年保護 少年院 少年鑑別所 少年の非行防止と保護 年少労働者の労働条件向上と保護	家庭裁判所 少年部 法務省 矯正局 教育担当 " 保護局 保護担当 警察庁 防犯部少年一・二課 労働省 婦人少年局 年少労働課	
青少年 関係	小中学・定時制 校外活動 高校 各種学校 青年学級 その他 青少年団 Boy Girl Scout JRC 社会通信教育 農村開発青年隊 農山漁村青年建設班 経営伝習農場 4 H Club 産業開発青年隊 職業訓練所 技能者養成所 青少年の労働意識啓発 青少年の保護育成	文部省 初等中等教育局 " 社会教育局 " 管理局 " 社会教育局 社会教育課 " " 農林省 振興局開拓 課(農政局へ) " " " 普及教育課 " " 建設省 計画局 労働省 " " 労働省 婦人少年局 年少労働課 総理府 青少年対策本部 婦人労働課	学校教育が社会教育へ 企業内教育の学校教育化 連繫 { 企業内Eと公教育 職訓と公教育 同上 (農業学園) { (農業者大学校) (農協青年部) (漁協 ")
婦人関係	婦人の労働意識啓発 農山漁村の生活改善 家庭生活問題審議会 産婦幼児保健指導 家族計画普及 売春婦対策 " 防止法による厚生保護 消費者教育、消費者保護	労働省 婦人少年局 庶務課、婦人課 農林省 農政局普及部 " " 厚生省 児童家庭局 母子福祉課 " 母子衛生課 総理府 厚生省 社会局 経済企画庁 国民生活局 国民生活課 消費行政課 物価政策課 農林省 農林経済局 消費経済課 通産省 企業局 消費経済課	(婦人少年問題審議会) (売春対策審議会)
成人関係	婦人学級 成人学級 新生活運動 社会を明るくする運動 蚊蠅をなくす運動 覚醒剤対策推進運動 交通事故防止、交通安全教育 国際理解、国際協力教育	文部省 社会教育課 総理府 内閣総理大臣官房審議室 法務府 法務局 調査連絡課 厚生省 公衆衛生 調査課 薬務局 薬事課 総理府 大臣官房及警察庁 ユネスコ委員会 総務課 教育課 文化課	(新生活運動協会) (刃物をもたない運動) 警察権力の介入
高齢者関係	明るい正しい選挙の啓発 老人福祉関係 老人学級	自治省 選挙局 管理課 厚生省 社会局 老人福祉課 文部省 社会教育課	(公明選挙連盟)
その他	同和教育・対策		

そこでは、社会教育研究者が従来から公的社会教育を主対象にして、権力の教育行政が外的条件整備にかぎられること、内的事項に介入せざることを主張している間に、その外圍で各種政策の教育的側面が堂々と一定の傾向的教育内容をもって、——しかも、おそらく数十倍の予算と人員でもって——推進せしめられていることに目を据えねばならぬ、と考えるのである。

2 消費者運動

以上のような意味から、消費者運動についてもふれておこう。

いわゆる消費者問題、消費者運動の分野については、最近研究が盛である。例えば経済学関係では小谷正守、奥村忠雄、巻正平、法学関係では正田彬、消費者運動ないし生協関係では野村かつ子、山本秋等々。これに既述の家政学研究者も加わる。

まさに百家奏鳴だが、この消費者運動をどうみるか、は消費者教育研究にとつても第一の関門たる地位にあるといつてよい。

そこで、それらのうち、消費者運動の性格をその歴史的系譜から規定しようとする二人の見解の対立を紹介して、わたしの考えをのべてみよう。それは巻正平にたいする山本秋の批判である。

巻の場合、「近代的消費者運動」の発生を1927, 8年(つまり国独資段階)、とくにアメリカのシュリンクのコンシューマーズ・リサーチ(商品テスト機関)の設立と発展に見、他方1844年のロッテデール先駆者組合以降の協同組合運動をその「前史」に位置づけ、こう説明する(巻正平『消費者革命』新時代社 35頁以下)。

「イノベーションの第一波(産業革命のこと—筆者)が、まだ近代的消費者を生むにいたらなかったために、オーエンの考え方のなかに労働者と消費者の明確な区別がみられなかった」。

これにたいし、山本秋は批判を加える。「消費組合運動と『消費者運動』との両者はその発生、発展の歴史的背景、その運動の主体の階級性格、運動が拠って立つ意識の性格、運動の目的、任務、運動の方法、組織形態等々、それぞれのもつ実体的内容において截然と区別される。また、先駆的には20世紀の20年代に発足し、本格的には第二次世界戦争後に発展した『消費者運動』には、19世紀中葉からの消費組合運動との思想的ならびに運動的に直接の継続性も存在しない」(『消費者運動と生協運動』生活問題研究所9~21頁)。

以上のように、前者を没階級的な消費者運動「史観」とすれば、後者はいわば、生協=労働者階級「論」となしえよう。

だが、問題の核心は——運動論として両者がそれぞれの独自性をもつことはたしかとしても——その土台とのかかわりにおいて、両者を統一的にとらえることである、とわたしは考える。

つまり、何れも、資本主義の蓄積法則にもとづく貧困化作用と、それによつて労働者、小市民の「人間的地位の要求」(エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』)からする生活防衛斗争とのかかわりの中に位置づけられねばならないと考えるのである。

そうした土台とのかかわりからすると、両者の運動性格は同じではないにしても、①いわゆる物価斗争としての広義の消費者運動は資本主義とともに古いこと、したがって、協同組合運動と密接な関係にあること、②他方、協同組合運動といえども、産業革命期以前、産業資本段階、独占、国家独占資本主義段階で、その機能と意義は——基本的性格は別として——必ずしも同じ

表2 戦前の物価斗争の事例

<p>I 米騒動 明治23年～大正7年</p> <p>地代・家賃 (1)明治中期 (2)明治末大正初期</p> <p>(3)昭和期</p> <p>その他</p>	<p>明治23年 米騒動、米商打こわし(軍隊出動) 富山、鳥取、若松(福島)、佐渡(米商買占めで米価倍増)</p> <p>明治30年 米騒動、富山、石川(戦勝好況で米価5割値上、労働者日給46銭中米代24銭)</p> <p>大正7年 米騒動(米価2年で3倍、京都市電労働者月収18円中米代14円)</p> <p>明治19年 大阪(敷金天引廃止期成同盟)</p> <p>明治41年 東京・北海道(家賃地代引上反対同盟)</p> <p>大正8年 福島、若松(地代値上反対運動—地主会46人、9割値上げにたいし) 東京(芝浦埋立地住民の地代値下期成同盟)</p> <p>大正10年 仙台(借家人同盟) 東京(三河島の運動)(下宿代、制服代値下運動—18大学)</p> <p>昭和4年 全国借家人同盟</p> <p>明治40年 東京(フロ代値上反対、小石川白山労働者街フロ代2銭を3銭に値上げにたいし共同浴場をつくる)</p>
<p>II 公共料金・独占価格</p> <p>(1)電車賃 明治末大正初期</p> <p>(2)電力料金 大正、昭和期</p> <p>(3)ガス・水道料金 昭和期</p> <p>(4)その他</p>	<p>明治39年、44年 東京(市電運賃値上反対大会、電車ボイコット運動)</p> <p>大正3年 名古屋(電車賃値上反対市民大会、3万人電車焼打、会社襲撃)</p> <p>大正2年 長野(電力料金値上反対、村営化、不点火同盟)</p> <p>昭和2年 高山(電灯料金値下げ運動)</p> <p>3年 長野ほか全国的に1道1府29県80件、翌4年3県をのぞき全県149件</p> <p>6年 豊橋(電価値下期成同盟、2割不納同盟)</p> <p>兵庫、但馬ほか電灯料値下げ運動全国化</p> <p>昭和4年 東京(ガス不買運動、値下要求—東京ガス非買同盟)</p> <p>8年 東京(水道料金全免要求—悪水のため—水道対策連合委員会、水道市営期成同盟)</p> <p>昭和11年 東京(築地中央卸売市場 単数制に反対運動)</p>
<p>III 一般小売物価</p>	<p>大正8年 兵庫、赤穂(主婦と不買同盟、商店ボイコット)</p> <p>神戸(川崎造船労働者の奸商征伐期成同盟、暴利商人ボイコット)</p> <p>東京神田(全国消費同盟会、1カ月ぜいたく品不買同盟アンケート、葉書アピール)</p> <p>9年 呉、佐世保(労働者不買同盟、前者1万人、後者1万8千人、月給日後1週間1～2割高)</p> <p>昭和2年 野田正油職工長期スト、非買運動</p>

注) 大門一樹「物価抵抗史」(三省堂)より整理加工したもの

ではないこと、を両論者にたいして指摘したのである。
その一例として、わが国の物価斗争の戦前の歩みを概括すると表2のようになる。

産業資本確定期以前にも、明治23年富山、鳥取での米騒動（23年は最初の資本主義恐慌）、都市貧民の米商襲撃、30年には富山、石川等の米騒動（戦後好況下の価格投機）、その他風呂代、地代、家賃等にたいする切実な値上反対斗争がみられる。

その経済的社会的基礎は資本主義の貧困化作用（それも、地代・家賃にみられる半封建的地主制、米価騰貴にみられるギル卜的前期的商業資本支配が日本の特徴として重合）と、都市における労働者階級の形成であることはいうまでもないだろう。

ちなみに、当時の都市労働者の生活がどのようなものであったかは、表3に明らかである。

表3 戦前の労働者階級のエンゲル係数の推移

年次	職業・階層	総収入	エンゲル係数	米(麦)率	典拠	
明治18年	工場従事者中下等の生活をなすもの(8割)	円 銭 20 15	— %	50.0%	前田正名「興業意見」	
30年	{ 旋盤工(家族3人) 仕上職(同5人) 鉄工(同4人)	16 25	80.1	46.8	横山源之助「日本の下層社会」	
		16 38	85.8	42.7		
		25 96	38.7	25.4		
30年	労働者(家族内職)	54	55.6	45.4	大門一樹「物価抵抗史」(日給)	
37年	夕張炭鉱夫(家族3人)	17 41	67.5	38.8	「平民新聞」37.11.27	
末年	教師	50 00	41.0	18.0	後閑・大山「家事経済学」	
45年	職 工(上)	25.00以上	—	25.6	社会政策学会「生計費問題」 (680名の調査)	
	同(下)	10~15	—	29.3		
大正8年	(生存標準)	42 00	60.8	—	森本厚吉「日米最小生活費論」 「生存より生活へ」	
	{ 労働者 教員	35 09	50.3	26.8	高野岩三郎「本邦社会統計論」	
		34 31	39.8	20.8		
昭和1.2年	{ 労務者 職員	91 38	38.4	16.3	内閣統計局「家計調査報告」	
		124 34	32.8	11.1	「	
	3年	ABC3ランクの下層	100 00	49.8	—	日本女子大「生活費の標準」
	6.7年	(平均家計費)	86 47	32.4	10.2	米価算定のための「家計費調査」
	10.11年		90 59	36.3	14.2	「
	13.14年		104 70	38.1	14.3	「
	15.16年		109 71	41.5	13.5	「
	14.15年	(限界生活費)	34 00	71.0	—	森田優三の試算
	16年	(最低生活費)	148 00	45.4	—	労働科学研究所 「最低生活費の研究」

エンゲル係数は8割、明治末大正初でさえ5割である（表示のように、副食費が主食費を上まわるのは昭和の独占段階に入ってからで、それと同時に公共料金、地域的独占価格にたいする闘いが支配的となることも表2からよみとれる）。

このように貧困化にたいする労働者、都市住民の生活防衛斗争は資本主義とともに古いし、実は協同組合運動もそうした物価斗争と密接な関係をもつて形成されてきたのである。

ただ、独占段階に入るとともに、労働者階級を中心とする生活防衛斗争の組織（期成同盟等）、戦術（不買）も「洗練」されたものとなり、協同組合も漸次全国的な組織性をもつにいたる、といった変化（発展）がみられるのである。

では、戦後、国独資段階ではどうか。

戦後の悪性インフレ下の異常期は別として、とくに朝鮮戦争以後の独占の復活から、60年代以降の「高度経済成期」に消費者運動が広汎に展開してくるわけだが——その独自性はたしかとしても——その基礎には国独資段階独自の市場編成と追加搾取（すでに生活用品の7、8割は独占価格ないし行政介入価格となっている）による資本主義的貧困化作用と、それにたいする広汎な勤労国民諸階層の生活防衛斗争が展開され、そのなかでいわゆる消費者運動と生協運動が密接な関係をもちつつ展開してきていることを指摘せねばならぬ（たとえば消団連）。

その基幹部隊が労働者階級及びその主婦であることはいうまでもないが、独占価格の支配にみられるように、そこには没落する自営業、中小企業層もふくめた広汎な勤労市民層が消費者運動、生協運動に結集しはじめていることを軽視してはならない（小谷正守は労働者の賃金と労働力の再生産過程とのかかわりから、消費者問題を分析しているが、それでは生活過程＝生活防衛斗争の統一戦線の意義は見失われるのではない）。

このように広汎な国民的生活防衛斗争の展開を前にして、その権力側の対策として消費者教育の広汎かつ系統的实施等がおこなわれ、勤労市民諸階層の生活防衛斗争を体制的「消費者運動」の枠内に馴化しようとする上部構造の対抗関係が拡大、強化されてくるのである。

さらにつけ加えるなら、その理念として、近代経済学の、ヴィルフレッド・パレート以来の選択理論とそれにもとづくケネディの「消費者の4つの権利」がふりかざされるのであるが、これらについては機会をあらためて論じよう。

何れにせよ、以上のように、国独資諸政策の「教育的」側面との対抗関係において、そして土台とのかかわりから、社会教育をとらえていかないと、従来のように公的社会教育や運動の教育的側面のみに目を奪われているうちに外堀は完全に埋められ、気のついた時は社会教育法はおろか、教育基本法まで骨ぬき、空洞化され、改正ということになりかねない情勢にあることを指摘せずにはおられないのである。